

# 住民監査請求監査

(地方自治法第242条)

(平成31年1月)

東大阪市監査委員



東大阪監査公表第11号

平成31年1月11日

東大阪市監査委員	柴田敏彦
同	牧直樹
同	山崎毅海
同	中西進泰

住民監査請求に係る監査結果について（公表）

地方自治法第242条第4項の規定に基づく住民監査請求（受付第1040号）に係る監査結果を別紙のとおり公表します。



## 第 1 結論

請求人の請求を棄却する。

## 第 2 監査の請求

### 1 請求人

山添 勉

### 2 請求書の提出

平成 30 年 11 月 12 日

### 3 請求の要旨

- (1) 東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金（通所型つどい）における A 協議会の不正な補助金申請について、不正請求を見過ごし、不当な支出を行った福祉部高齢介護室長に対し、損害額約 77,500 円の返金を求める。
- (2) 請求の具体的な内容（請求書の原文どおり）

東大阪市福祉部高齢介護室長は、その職に在任中、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業補助金（通所型つどい）の申請において、A 協議会からの補助金申請の支出費目の使用料及び賃借料（会場費使用料、土地・建物借上げ料）を、補助対象経費と認める上限額である 2,500 円の請求どおり支給しております。

B 公民分館では、B 公民分館使用料表と領収書については不存在であると公文書部分開示決定通知書に明記されております。領収書が不存在であるのであれば会場使用料が 0 円であると解釈しております。

ところが、公文書部分開示決定通知書（東大阪市指令第 100 号）によると、福祉部高齢介護室地域ケア推進課資料によると、補助金申請において会館使用料として 2,500 円計上されて、補助金申請がなされております。このことは、単なる C 町自治会館の使用料をめぐって不正申請があった事態では済まされません。東大阪市の公共施設での不正な補助金申請であることは、東大阪市役所として私達市民にどのように説明されるのか求めてまいりたいと思います。

この度の是正を求める措置請求書は公共施設使用料の不正請求されたことによる、東大阪市に大きな損害生じたことであり、上記については別件にて、東大阪市に向けて説明を求めてまいりたいと思います。

10月20日すぎでしたか、B公民分館文化祭のC町分担金を持っていた時に、B公民分館の事務員に、ところで公民館の使用料は、いくらですかと尋ねたら、300円と答えられました。そしたらA協議会が使用しているDとEの申請はどうなっているか、開示請求をしたところ、結果は使用料は上限の2,500円の請求でした。またB公民分館使用料表と領収書は不存在であるとの回答でした。公民館の事務員は、300円の使用料を取っているとっていますが、使用料表と領収書が不存在であるとの回答でしたので、私達市民にとってはこのことについては説明してほしいです。

公文書開示決定通知書（東大阪市令福第100号）の交付資料によりますと、つどいサービス収支内訳書Dについては、平成29年度第2期分は2,500円×5回、第3期分は2,500円×5回、第4期分2,500円×5回、Eについては第2期分2,500円×4回、第3期分2,500円×6回、第4期分2,500円×6回、市への請求は31回×2,500円で合計77,500円、使用料が0円です。不正請求額は77,500円です。

また、この不正請求に携わったA協議会 会長甲氏なるものは、B校区連合会長の肩書でこのような不正請求を行っております。

このような差額を不正請求しているにもかかわらず、このような事態を見過ごしていたことは、職責上の職務怠慢にあたります。

（1）A協議会会長の、このような不正請求を見過ごした事については職責上の職務怠慢です。

（2）この不正請求が行われた、B公民分館は甲連合会長の私物化になっているのではと、思われます。

（3）東大阪市福祉部高齢介護室長は、A協議会に対し便宜を図ったのか、それとも知らなかったのか、いずれにせよ市民にとって多大な損害を与えております。

（4）東大阪市福祉部高齢介護室長が東大阪市民に対して大きな損害を与えたのは事実である。

不正請求の証拠資料として公文書部分開示決定通知書（東大阪市指令福第100号）の・補助金交付申請書・実績報告書・収支内訳書・会館使用料にかかる領収書・決定通知書・請求書（東大阪教委指令第39号）B公民分館使用料表・領収書は不存在 平成29年度B公民分館業務委託料清算書

監査委員におかれましては、このような不当な支出による損害額約 77,500 円の返金を、東大阪市福祉部高齢介護室長に対し請求することを求め、私たちは東大阪市民としてここに住民監査請求する。

(3) 事実証明書一覧

- ① 公文書部分開示決定通知書（東大阪教委指令第 39 号）
- ② 平成 29 年度公民分館業務委託料精算書「B 公民分館」分の写し
- ③ 公文書部分開示決定通知書（東大阪市指令福第 100 号）
- ④ 平成 29 年度東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付申請書の写し（第 1 期から第 4 期まで）
- ⑤ 平成 29 年度東大阪市介護予防・生活支援サービス事業実績報告書「D」、  
「E」分の写し（第 1 期から第 4 期まで）
- ⑥ 平成 29 年度東大阪市通所型つどいサービス収支内訳書「D」、「E」  
分の写し（第 1 期から第 4 期まで）
- ⑦ 平成 29 年度補助金対象経費領収書「D」、「E」分の写し（第 1 期  
から第 4 期まで）
- ⑧ 平成 29 年度東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付決  
定書の写し（第 1 期から第 4 期まで）
- ⑨ 平成 29 年度東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付請  
求書の写し（第 1 期から第 4 期まで）
- ⑩ 平成 29 年度口座振替依頼書の写し（第 1 期から第 4 期まで）
- ⑪ 平成 29 年度分東大阪市指定研修補助費対象者リスト「D」、「E」  
分の写し
- ⑫ 平成 29 年度東大阪市訪問型助け合いサービス・通所型つどいサービ  
ス事業実施計画変更届出書の写し
- ⑬ 平成 29 年度東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金の受領  
に係る委任状の写し

### 第 3 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成 30 年 12 月 11 日付けでこれを受理した。

## **第4 監査の実施**

本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

### **1 監査対象事項**

請求人より提出された請求の要旨は、東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金（通所型つどい）におけるA協議会の不正な補助金申請について、不正請求を見過ごし、不当な支出を行った福祉部高齢介護室長に対し、損害額約77,500円の返金を求めるものである。

このことから、公金の支出に係る財務会計上の行為の違法及び不当性の有無を監査対象とした。

### **2 監査対象部局**

福祉部

### **3 請求人の証拠の提出及び陳述**

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成30年12月25日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述しない旨の届け出があったので陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

### **4 監査対象部局に対する調査及び事情聴取**

法第199条第8項の規定に基づき、監査対象部局である福祉部に対し、関係資料の提出を依頼し、その提出を受けるとともに、平成30年12月25日を始め数次、本件に関して事情聴取を行った。

また、本件請求は、本件請求人が平成30年8月16日に提出し、同年10月12日に監査結果を通知した、住民監査請求受付第686号（以下「前回請求」という。）と同一の公金の支出に対するものであることから、前回請求で福祉部から提出を受けた関係資料等も参考とした。

内容については「第5 監査の結果」のとおりである。

## 第5 監査の結果

### 1 事実確認

本件請求の要旨は、東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金（通所型つどい、以下「補助金」という。）におけるA協議会の不正請求を見過ごし、不当な支出を行った福祉部高齢介護室長に対し、損害額の返金を求めるものであり、請求の対象となる拠点（以下「請求対象拠点」という。）は相違するものの、その趣旨は前回請求と同様である。

前回請求では、監査の過程において、請求対象拠点のみならず、A協議会が交付申請を行ったすべての拠点の調査を行った。その結果、請求対象拠点に交付した年間の補助金交付額に影響は生じないことから請求は棄却したものの、同協議会が行った補助金交付申請は不当な申請であると認め、福祉部に対して、その他の拠点についても補助金の交付額と会場使用料の支出額が補助金交付要綱等の規定に基づくものか十分な調査を行うよう求めたところである。

福祉部においては、前回請求の監査結果の通知後、A協議会に事情聴取を行うとともに、関係帳簿の調査を行い、その結果を基に補助金の額を再算定した結果、同協議会が平成29年度に補助事業を実施した11拠点のうち7拠点の補助金交付決定を一部取り消し、これを返還するよう平成30年12月3日付けで同協議会に通知している。

A協議会においては同通知を受け、同年12月5日に返還請求額を納付し、同年12月11日に市が収納している。

なお、本件請求の請求対象拠点であるD及びEでは、再算定の結果、両拠点とも会場使用料の補助対象経費としての認定は取り消され、Eでは返還が生じる一方、Dは補助金の額に影響はなく、返還は生じていない。

### 2 判断及び結論

以上のとおり、本件請求で請求人が求めている損害額については、福祉部における調査等の結果、A協議会に対し、平成29年度補助金交付決定の一部取り消しと補助金の返還請求が行われ、同協議会はこれを市に納付している。

よって、既に本件請求内容は是正されていることから、請求を棄却するものである。